

# 奈良市公報

第 203号

平成 17年 12月 1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

### 規 則

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良マーチャントシードセンター条例施行規則の一部を改正する規則	2
なら工藝館条例施行規則の一部を改正する規則	3
奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	4
告 示	
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	4
一般競争入札による保留地の処分	5
一般競争入札の実施	6
市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集	7
道路の位置指定	7
奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）の変更	7
放置自転車等の保管	7
身体障害者福祉法の規定による更生医療機関の指定（2件）	7
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	8
国民健康保険被保険者証の無効	8
住居番号の設定	8
都市計画地区計画の変更の原案の公衆縦覧	8
放置自転車等の保管（3件）	8
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	9
生活保護法の規定による医療機関の指定	9
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	9
化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の一部改正	9
放置自転車等の保管	9
道路の位置指定	10
放置自転車等の処分	10
放置自転車等の保管	10
戸籍の附表の再製	10
放置自転車等の保管	10
道路の位置指定	11
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	11
生活保護法の規定による施術者の指定	11
放置自転車等の保管	11
開発行為に関する工事の完了	11

一般競争入札の実施	12
奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示	13
結核指定医療機関の指定辞退	16
結核指定医療機関の指定	16
放置自転車等の保管	16
公 営 企 業	
奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程及び奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	16
一般競争入札の実施（2件）	16
消 防	
奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	18
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	18
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	20

## 規 則

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 110号

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成 15年奈良市規則第 65号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

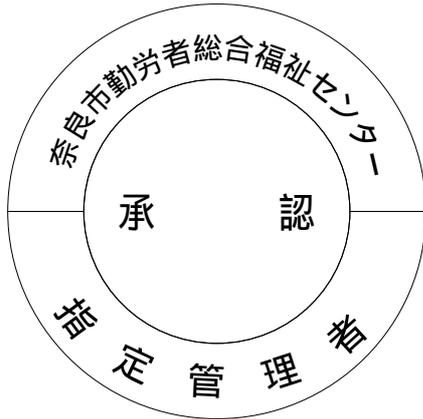
第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条並びに第 13 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 5 条関係)



別記第 7 号様式中 「奈良市長」を 「指定管理者」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
( 経過措置 )
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。  
(平成 17 年 11 月 8 日掲示済)

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 11 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 111 号

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則 (平成 3 年奈良市規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条の見出しを 【 使用の承認等の申請 】 に改め、同条第 1 項を次のように改める。

条例第 4 条第 1 項の規定により使用承認を受けようとする者は、奈良マーチャントシードセンター使用承認申請書 (別記第 1 号様式) を指定管理者に提出しなければならない。

第 4 条第 2 項中 「許可を」を 「承認を」に、奈良マーチャントシードセンター使用変更許可申請書を 「奈良マーチャントシードセンター使用変更承認申請書」に、許可書を 「承認書」に、「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 3 項中 「使用許可」を 「使用承認」に改め、同条第 4 項中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 5 条の見出しを 【 使用承認書の交付等 】 に改め、同条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申請を承認した場合は、奈良マーチャントシードセンター使用承認書 (別記第 3 号様式。以下 「承認書」という。)

又は奈良マーチャントシードセンター使用変更承認書 (別記第 4 号様式。以下 「変更承認書」という。) を交付するものとする。

第 5 条第 2 項中 「市長」を 「指定管理者」に、「許可」を 「承認」に改め、同条第 3 項中 「許可書及び変更許可書 (変更許可書)」を 「承認書及び変更承認書 (変更承認書)」に改める。

第 6 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 7 条中 「許可」を 「承認」に、「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 8 条中 「許可書」を 「承認書」に、「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 10 条第 1 項中 「許可書」を 「承認書」に、「許可を」を 「承認を」に改め、同条第 2 項中 「許可」を 「承認」に改める。

第 11 条第 1 項中 「許可書及び変更許可書」を 「承認書及び変更承認書」に改める。

第 12 条第 2 項中 「許可書、変更許可書」を 「承認書、変更承認書」に改める。

別記第 1 号様式中 奈良マーチャントシードセンター使用許可申請書を 「奈良マーチャントシードセンター使用承認申請書」に、奈良市長 様 を 【 あて先 ) 指定管理者」に、「使用許可を」を 「使用承認を」に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可番号」を 「承認番号」に改める。

別記第 2 号様式中 奈良マーチャントシードセンター使用変更許可申請書を 「奈良マーチャントシードセンター使用変更承認申請書」に、奈良市長 様 を 【 あて先 ) 指定管理者」に、「使用変更許可を」を 「使用変更承認を」に、「使用許可の」を 「使用承認の」に、「許可番号」を 「承認番号」に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可は」を 「承認は」に、「使用許可書」を 「使用承認書」に改める。

別記第 3 号様式中 奈良マーチャントシードセンター使用許可書を 「奈良マーチャントシードセンター使用承認書」に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可します」を 「承認します」に、奈良市長 印 を 「指定管理者 印」に、「許可番号」を 「承認番号」に改める。

別記第 4 号様式中 奈良マーチャントシードセンター使用変更許可書を 「奈良マーチャントシードセンター使用変更承認書」に、「使用許可の」を 「使用承認の」に、「許可番号」を 「承認番号」に、「許可条件」を 「承認条件」に、「許可します」を 「承認します」に、奈良市長 印 を 「指定管理者 印」に改める。

別記第 6 号様式中 奈良市長 様 を 【 あて先 ) 指定管理者」に、「使用許可の」を 「使用承認の」に、「許可番号」を 「承認番号」に、「使用許可書及び使用変更許可書」を 「使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第 7 号様式中 奈良市長 様 を 【 あて先 ) 奈良市長」に改め、【 署名の場合は、押印は不要です。】

を削り、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書」を「使用承認書」に、「使用変更許可書」を「使用変更承認書」に改める。

別記第 8号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 9号様式中「奈良市長 様」を【(あて先)奈良市長】に改め、「(署名の場合は、押印は不要です。)」を削り、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書、使用変更許可書」を「使用承認書、使用変更承認書」に改める。

別記第 10号様式中「使用許可」を「使用承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 11月 8日揭示済)

なら工藝館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 112号

なら工藝館条例施行規則の一部を改正する規則

なら工藝館条例施行規則(平成 12年奈良市規則第 66号)の一部を次のように改正する。

第 2条及び第 3条を次のように改める。

第 2条及び第 3条 削除

第 4条の見出しを【展示コーナーの使用承認等の申請】に改め、同条第 1項を次のように改める。

条例第 4条第 1項の規定により展示コーナーの使用承認を受けようとする者は、なら工藝館個展展示コーナー使用承認申請書(別記第 1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

第 4条第 2項中「許可を」を「承認を」に、「なら工藝館個展展示コーナー使用変更許可申請書」を「なら工藝館個展展示コーナー使用変更承認申請書」に、「許可書」を「承認書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5条の見出しを【展示コーナーの使用承認書の交付等】に改め、同条第 1項を次のように改める。

指定管理者は、前条第 1項又は第 2項の規定による申請を承認した場合は、なら工藝館個展展示コーナー使用承認書(別記第 3号様式。以下「承認書」という。)又はなら工藝館個展展示コーナー使用変更承認書(別記第 4号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

第 5条第 2項中「許可書及び変更許可書(変更許可書)」を「承認書及び変更承認書(変更承認書)」に改める。

第 6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 7条中「許可」を「承認」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 8条中「許可書」を「承認書」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 10条第 1項中「許可書」を「承認書」に、「許可を」を「承認を」に改め、同条第 2項中「許可」を「承認」に改める。

第 11条第 1項中「許可書及び変更許可書」を「承認書及び変更承認書」に改める。

第 12条第 2項中「許可書、変更許可書」を「承認書、変更承認書」に改める。

別記第 1号様式中「なら工藝館個展展示コーナー使用許可申請書」を「なら工藝館個展展示コーナー使用承認申請書」に、「(あて先)奈良市長」を【(あて先)指定管理者】に、「使用許可を」を「使用承認を」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 2号様式中「なら工藝館個展展示コーナー使用変更許可申請書」を「なら工藝館個展展示コーナー使用変更承認申請書」に、「(あて先)奈良市長」を【(あて先)指定管理者】に、「使用変更許可」を「使用変更承認」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可は」を「承認は」に、「使用許可書」を「使用承認書」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 3号様式中「なら工藝館個展展示コーナー使用許可書」を「なら工藝館個展展示コーナー使用承認書」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に、「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 4号様式中「なら工藝館個展展示コーナー使用変更許可書」を「なら工藝館個展展示コーナー使用変更承認書」に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可します」を「承認します」に、「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 5号様式中【(あて先)奈良市長】を【(あて先)指定管理者】に、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書」を「使用承認書」に、「使用変更許可書」を「使用変更承認書」に改める。

別記第 6号様式中【(署名の場合は、押印は不要です。)]を削り、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に、「使用許可書」を「使用承認書」に、「使用変更許可書」を「使用変更承認書」に改める。

別記第 7号様式中「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 8号様式中【(署名の場合は、押印は不要です。)]を削り、「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」

号」を承認番号」に、「使用許可書」を使用承認書」に、「使用変更許可書」を使用変更承認書」に改める。

別記第9号様式中「使用許可の」を「使用承認の」に、「許可番号」を承認番号」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。  
( 経過措置 )
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。  
(平成 17年 11月 8日 掲示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 113号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則(平成 12年奈良市規則第 18号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 奈良市消防団若草分団の項中「奈良阪町」の次に「奈保町」を、「法蓮町」の次に「法蓮佐保山一丁

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 4 幹線 - 44	奈良市二名三丁目 1179- 3	奈良市二名三丁目 1187- 8
二名第 4 幹線 - 45	奈良市二名三丁目 1177	奈良市二名三丁目 1183- 1
二名第 4 幹線 - 46	奈良市二名三丁目 1177	奈良市二名三丁目 1187- 2
舞鶴東幹線 - 77	奈良市学園朝日元町一丁目 505- 3	奈良市学園朝日元町一丁目 1899- 1
あやめ池南幹線 - 443	奈良市あやめ池南八丁目 915- 4	奈良市あやめ池南八丁目 915- 4
六条第 2 幹線 - 112	奈良市六条西三丁目 1323- 5	奈良市六条西三丁目 1481- 65
六条第 2 幹線 - 113	奈良市六条西三丁目 5267- 3	奈良市六条西三丁目 1571- 11
法華寺幹線 - 21	奈良市法華寺町 1572- 1	奈良市法華寺町 1576- 1
都跡幹線 - 260	奈良市法華寺町 47- 1	奈良市法華寺町 48- 1
明治幹線 - 218	奈良市神殿町 519- 2	奈良市神殿町 519- 2
明治幹線 - 219	奈良市神殿町 381- 1	奈良市神殿町 381- 4
明治幹線 - 220	奈良市神殿町 380- 11	奈良市神殿町 382- 18
今市幹線 - 50	奈良市今市町 573	奈良市今市町 635- 2
今市幹線 - 51	奈良市今市町 635- 2	奈良市今市町 632- 3
今市幹線 - 52	奈良市今市町 635- 2	奈良市今市町 635- 11
今市幹線 - 53	奈良市今市町 635- 1	奈良市今市町 635- 11
今市幹線 - 54	奈良市今市町 573	奈良市今市町 578
今市幹線 - 55	奈良市今市町 635- 2	奈良市今市町 634
帯解幹線 - 120	奈良市柴屋町 177- 1	奈良市柴屋町 172
帯解幹線 - 121	奈良市窪之庄町 360- 1	奈良市窪之庄町 86
帯解幹線 - 122	奈良市山町 697- 2	奈良市山町 734- 1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 11月 8日 掲示済)

告 示

奈良市告示第 638号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 11月 1日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 11月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 17年 11月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市二名三丁目、学園朝日元町一丁目、あやめ池南八丁目、六条西三丁目、法華寺町、神殿町、今市町、柴屋町、窪之庄町及び山町の各一部

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 639号

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅周辺土地区画整理事業に係る保留地を一般競争入札により処分するので、大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理事業保留地処分規則(平成元年奈良市規則第 41号)第 3条の規定により次のとおり公告します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

1 保留地の位置及び地積等

物件番号	位置	地積 (㎡)	用途地域	建ぺい率 /容積率 (%)	建築物の 高さの最 高限度 (m)
	三条本町 4 街区 3 号	105.03	商業地域	80/ 400	25
	三条宮前町 12街区 8 号	178.08	商業地域	80/ 400	25
	三条本町 19 街区 2 - 1 号	251.79	商業地域	80/ 400	25
	三条本町 20 街区 2 号	128.66	商業地域	80/ 400	25

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ていないもの
- (3) 一般競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- (4) 一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 日本国籍を有しない者で申込時に外国人登録をしていないものであって、永住許可又は特別永住許可を得ていない者
- (6) 今回売却する保留地の決定及び売却に従事する本市の職員

3 入札参加申込みの受付の期間及び場所

(1) 期間

平成 17年 11月 1日(火)から同月 15日(火)まで(午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで。土・日曜日、祝日を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成 17年 11月 1日(火)から同月 15日(火)までの郵便局の消印があり、かつ同月 18日(金)までに到達した申込書は有効とする。

(2) 場所

奈良市都市計画部 JR奈良駅周辺開発事務所  
奈良市三条本町 1 番 80号

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

- 1号物件 平成 17年 12月 6日(火)午前 9 時 30分
- 2号物件 平成 17年 12月 6日(火)午前 9 時 50分
- 3号物件 平成 17年 12月 6日(火)午前 10時 10分
- 4号物件 平成 17年 12月 6日(火)午前 10時 30分

(2) 開札の日時

入札締切後直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

JR奈良駅周辺開発事務所 会議室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、200千円を平成 17年 11月 28日までに市の指定する金融機関等で納付すること。この入札保証金を還付する場合は利息を付さない。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書に入札金額、入札物件の表示又は記名押印のない入札。
- (2) 入札書の記載又は押印が不明確な入札。
- (3) 入札書に入札金額を訂正した場合における訂正印のない入札。
- (4) 定められた入札書を用いていない入札。
- (5) 同一物件の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2人以上の者を代理した者の入札。
- (6) 不正行為があったと認められる入札。
- (7) 代理入札で委任状を提出しない者の入札。
- (8) 不在入札及び電報又は電話による入札。
- (9) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

7 入札参加申込みの案内書の配布期間及び場所

(1) 期間

平成 17年 11月 1日(火)から同月 15日(火)まで(午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで。土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 場所

奈良市都市計画部 JR奈良駅周辺開発事務所

8 入札参加申込みの制限

入札参加申込みは、1物件につき、1人(1法人)1通とする。

9 契約の締結

落札者は、保留地売却決定の通知を受けた日から 5日以内に契約保証金 200千円を添えて売買契約を締結しなければならない。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

10 入札保証金の帰属

入札参加者及び落札者が次のいずれかに該当したときは、入札保証金は本市に帰属する。

- (1) 不正行為があったと認められる入札で無効とされたとき。
- (2) 落札者が契約を締結する意思のないことを表明し、落札者の決定を取り消されたとき。
- (3) 落札者が正当な理由がないのに期限内に契約を締結せず、契約の相手方とする旨の決定を取り消されたとき。

11 契約代金の支払方法

契約代金は、契約締結の日から 60日以内に完納しなければならない。

なお、契約者の契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。

12 契約保証金の帰属

契約者が、契約を履行しないときは契約を解除し、契約保証金は本市に帰属する。

(連絡先) 奈良市三条本町 1 番 80号

奈良市都市計画部 J R 奈良駅周辺開発事務所  
電話 0742- 36- 0360

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 640号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(公 5)六条一丁目地内ほか 13件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定す

る市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17年 11月 7 日までは入札控室、同月 8 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印のない入札
  - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
  - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (9) 入札金額を訂正した入札
  - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 11月 7 日まで(奈良市の休日を含める(平成 17年 11月 7 日)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。))に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 11月 8 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 641号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 642号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市六条西四丁目 4 番 18号
申請者氏名	山中 俊男
道路の位置	奈良市西大寺本町 188番地 3 及び 188番地 4 の各一部
道路の幅員	6.00メートル
道路の延長	21.27メートル
指定年月日	平成 17年 11月 1日
指定番号	第 17002号

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 643号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44年法律第 58号)第 8条第 1項の規定に基づき定めた奈良農業振興地域整備計画(農業・農村整備計画)は、同法第 13条の規定に基づき変更しましたので、同条第 4項において準用する同法第 12条第 1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書(農業・農村整備計画書)の写しを同法第 13条第 4項において準用する同法第 12条第 2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更後の農業振興地域整備計画書(農業・農村整備計画書)の写しの縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市経済部農林課内

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 644号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 11月 1日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表  
(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市告示第 645号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 19条の 2 第 1項に規定する更生医療機関として、平成 17年 10月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤原 昭

名称・所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師の氏名
奈良医療センター 奈良市七条二丁目 789	整形外科に関する医療	三井 宜夫

(平成 17年 11月 1日 揭示済)

奈良市告示第 646号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 19条の 2 第 1 項に規定する更生医療機関として、平成 17年 10月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤 原 昭

薬局の名称	薬局の所在地	担当する薬剤師
パンピ薬局	奈良市船橋町 55- 1	小倉眞美
うさぎや薬局	奈良市小川町 4 - 2	香川治子

(平成 17年 11月 1日 揭示済)

奈良市告示第 647号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により告示します。

平成 17年 11月 1日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
高濱 靖	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成 17年 9月 15日

(平成 17年 11月 1日 揭示済)

奈良市告示第 648号

下記のものにかかる奈良市国民健康保険被保険者証は、本人の意思に基づかない国民健康保険異動届により発行したものであったことが判明したため、無効であることを公示します。

平成 17年 11月 2日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成 17年 11月 2日 揭示済)

奈良市告示第 649号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 2日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 11月 2日 揭示済)

奈良市告示第 650号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 61年奈良市条例第 35号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 11月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 地区計画等の種類  
地区計画
- 2 地区計画の名称  
押熊町地区計画
- 3 地区計画の位置  
奈良市押熊町 1408番の 1 の一部 他
- 4 地区計画の区域  
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積  
約 5 .4 ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市都市計画部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間  
平成 17年 11月 4 日から同月 18日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法  
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 11月 25日までに必着するように提出してください。

別紙図面省略

(平成 17年 11月 2日 揭示済)

奈良市告示第 651号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 11月 2日
- 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 2日 揭示済)

奈良市告示第 652号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保

管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 11月 4日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 4日揭示済)

奈良市告示第 653号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 11月 7日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 7日揭示済)

奈良市告示第 654号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
あさひデイサービスセンター	奈良市北永井町 384- 1	通所介護	有限会社きそう第一	奈良市神殿町 329- 1 - 101	平成 17年 11月 1日

(平成 17年 11月 7日揭示済)

(平成 17年 11月 8日揭示済)

奈良市告示第 657号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定（平成 14年奈良市告示第 155号）の一部を次のように改正します。

平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤原 昭

「法蓮町」の次に「法蓮佐保山一丁目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目、奈保町」を加える。

平成 17年 11月 7日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
辻小児科医院	奈良市三条町 512- 3	平成 17年 9月 20日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3 - 11	平成 17年 9月 19日
阿部クリニック	奈良市学園南一丁目 2 - 20	平成 17年 10月 9日

(平成 17年 11月 7日揭示済)

奈良市告示第 655号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 11月 7日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3 - 11	平成 17年 9月 20日
阿部クリニック	奈良市学園南一丁目 2 - 20	平成 17年 10月 10日

(平成 17年 11月 7日揭示済)

奈良市告示第 656号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 11月 7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第 658号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成 17年 11月 8日

3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
(平成 17年 11月 8日 揭示済)

奈良市告示第 659号  
建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。  
平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市八条一丁目 80番地の 2
申請者氏名	森本 勝博
道路の位置	奈良市南紀寺町三丁目 142番地の 29
道路の幅員	5.00メートル
道路の延長	18.94メートル
指定年月日	平成 17年 11月 8日
指定番号	第 17017号

(平成 17年 11月 8日 揭示済)

奈良市告示第 660号  
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。  
平成 17年 11月 8日

奈良市長 藤原 昭

- 処分の根拠  
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日  
平成 17年 11月 22日
- 処分対象自転車等の移動年月日  
平成 17年 8月 2 日から同月 3 日まで、同月 5 日、同月 8 日から同月 12日まで、同月 16日から同月 19日まで、

同月 22日から同月 24日まで、同月 26日及び同月 31日  
(平成 17年 11月 8日 揭示済)

奈良市告示第 661号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
平成 17年 11月 9日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 移動年月日  
平成 17年 11月 9日
  - 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略  
(平成 17年 11月 9日 揭示済)

奈良市告示第 662号

住民基本台帳法施行令(昭和 42年政令第 292号)第 21 条において準用する同令第 17条第 1 項の規定に基づき次のとおり戸籍の附票を再製したので、同令第 21条において準用する同令第 17条第 2 項の規定に基づき告示し、当該戸籍の附票を関係者の縦覧に供します。  
平成 17年 11月 9日

奈良市長 藤原 昭

- 再製した戸籍の附票  
本 籍 奈良市朱雀六丁目 2 番地 23  
筆頭者 川野美登里
- 再製年月日  
平成 17年 11月 9日
- 縦覧期間  
平成 17年 11月 9 日から同月 23日まで
- 縦覧場所  
奈良市右京一丁目 1 番地の 4 奈良市北部会館 1 階  
奈良市役所 北部出張所  
(平成 17年 11月 9日 揭示済)

奈良市告示第 663号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
平成 17年 11月 10日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 17年 11月 10日
- 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置  
禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 10日 揭示済)

奈良市告示第 664号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第  
5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建  
築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の  
規定により公告します。

平成 17年 11月 11日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	大和郡山市北郡山町 246番地
申請者氏名	大和ハウジング株式会社 代表取締役 日高 光夫
道路の位置	奈良市秋篠町 92番地の 1 の一部
道路の幅員	最大 5.0m 最小 5.0m
道路の延長	14.50m
指定年月日	平成 17年 11月 11日
指定番号	第 17007号

(平成 17年 11月 11日 揭示済)

奈良市告示第 665号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 15条第  
1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良  
市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29  
号)第 4条の規定により告示します。

平成 17年 11月 11日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関 の名称	医療機関 の所在地	診療科目	指定年 月日
杉江 祐子	奈良県立 奈良病院	奈良市平 松 1 - 30 - 1	眼科(視 覚障害)	平成 17 年 7月 1日
菊井 祥二	奈良県立 奈良病院	奈良市平 松 1 - 30 - 1	神経内科 (肢体不 自由)	平成 17 年 10月 1日
布谷 隆治	奈良東九 条病院	奈良市東 九条町 752	内科(心 臓機能障 害)	平成 17 年 10月 1日
藤岡佐由里	藤岡医院	奈良市登 美ヶ丘 3 - 14- 5	眼科(視 覚障害)	平成 17 年 10月 31日

(平成 17年 11月 11日 揭示済)

奈良市告示第 666号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において  
準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしまし  
たので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示し  
ます。

平成 17年 11月 14日

奈良市長 藤原 昭

施 術 者 氏 名	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
太村元信	もりもと鍼灸整 骨院	奈良市中辻町 53	平成 17 年 10月 17日
高垣陽子	吉祥寺鍼灸接骨 院	奈良市富雄元町 三丁目 1 - 13	平成 17 年 11月 9日
森田亮	吉祥寺鍼灸接骨 院	奈良市富雄元町 三丁目 1 - 13	平成 17 年 11月 9日

(平成 17年 11月 14日 揭示済)

奈良市告示第 667号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈  
良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止  
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保  
管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 11月 14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 11月 14日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 11月 14日 揭示済)

奈良市告示第 668号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の  
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の  
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備  
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 11月 14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 17年 9月 20日 奈良市指令都整開第 05A- 25号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成 17年 11月 14日 第 953号

- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市四条大路三丁目 963番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市二条大路南五丁目 5 番 6 号  
仲井 ヨシ子  
仲井 弘至
- (平成 17年 11月 14日揭示済)

## 奈良市告示第 669号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 11月 15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項  
道路改良工事(針ヶ別所町地内のぼりを線(その 1))ほか 20件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含む。平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
  - (2) 場所  
告示日から平成 17年 11月 18日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時  
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第

2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

- 7 郵便入札を除く入札の無効  
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印のない入札
  - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
  - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (9) 入札金額を訂正した入札
  - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 11月 18日まで(奈良市の休日を含む。平成 17年 11月 18日までのうち、奈良市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
  - (2) 入札書の到達期限 平成 17年 11月 25日
  - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
  - (4) 郵便入札の無効
    - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
    - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
    - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
    - エ 入札書に記名押印のない入札
    - オ 入札金額を訂正した入札
    - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
    - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
    - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- 10 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
  - (2) 入札参加者の決定通知  
平成 17年 11月 21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市財務部監理課工事入札係  
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 11月 15日 揭示済)

奈良市告示第 670号

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 11月 15日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 325号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱

第 1 条中「減免措置事業」を「軽減制度事業」に、「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免対象」を「軽減対象」に、「減免する」を「軽減する」に改める。

第 2 条第 1 号中「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免を」を「軽減を」に改め、同条第 9 号中「並びに標準負担額、居住費及び日常生活費」を削り、同条第 11 号を次のように改める。

- (11) 食費 法第 41 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に規定する食事の提供に要する費用をいう。

第 2 条中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、同条に次の 1 号を加える。

- (13) 利用者負担第 2 段階 市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者をいう。

第 3 条を次のように改める。

(対象者)

第 3 条 軽減制度事業の対象者(以下「対象者」という。)は、本市が行う介護保険の要介護者等(生活保護受給者及び旧措置入居者で利用者負担割合が 5 パーセント以下の者を除く。ただし、旧措置入居者で利用者負担割合が 5 パーセント以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。)で、市民税非課税世帯に属する者であって、次のいずれにも該当するもののうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が確認した者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で 120 万円(ユニット型個室及

びユニット型準個室に入所している者にあつては 150 万円)、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。

- (2) 預貯金等の額が単身世帯で 120 万円(ユニット型個室及びユニット型準個室に入所している者にあつては 150 万円)、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

第 4 条の見出しを【対象サービス及び軽減内容】に改め、同条第 1 項中「減免措置事業」を「軽減制度事業」に、「減免法人等」を「軽減法人等」に改め、同条第 2 項中「減免の」を「軽減の」に、「減免割合」を「軽減割合」に改める。

第 6 条中「減免法人等」を「軽減法人等」に改める。

第 7 条第 1 項中「社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認(更新)申請書」を「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認(更新)申請書」に改め、同条第 2 項中「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免を」を「軽減を」に改める。

第 8 条第 1 項中「社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認(更新)決定通知書」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認(更新)決定通知書」に改め、同条第 2 項中「社会福祉法人等利用者負担額減免確認証」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証」に改める。

第 11 条中「減免法人等」を「軽減法人等」に改める。

第 12 条中「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免された」を「軽減された」に改める。

第 13 条中「減免を」を「軽減を」に、「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免額」を「軽減額」に改める。

第 14 条の見出しを【軽減法人等に対する助成】に改め、同条第 1 項中「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免を」を「軽減を」に、「減免額」を「軽減額」に改め、同条第 2 項中「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免を」を「軽減を」に、「減免額」を「軽減額」に改め、同条第 3 項中「減免法人等」を「軽減法人等」に、「減免措置」を「軽減措置」に改める。

第 15 条中「減免措置事業」を「軽減制度事業」に改める。

別表及び別記第 1 号様式を次のように改める。

別表(第 4 条関係)

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
介護福祉施設サービス	(1) 旧措置入所者で利用者負担割合が 10 パーセントの者及び旧措置入所者以外の入所者(利用者負担第 2 段階に属	

	する者を除く。) 利用者負担額、食費及び居住費 (2) 利用者負担第 2 段階に属する者 食費及び居住費	1 / 4 ( 老齡福祉年金受給者は 1 / 2 )
訪問介護	利用者負担額	
通所介護	利用者負担額及び食費	
短期入所生活介護	利用者負担額、食費及び滞在費	

別記

第 1号様式 (第 7条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認 (更新) 申請書  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減制度)

フリガナ				保 険 者 番 号					
被 保 険 者 氏 名				被 保 険 者 番 号					
生 年 月 日	年	月	日	性 別	男 ・ 女				
住 所	〒								
	電話番号								
利 用 サ ー ビ ス	1 特別養護老人ホーム (旧措置入所者の該当 該当・非該当) 個室の種別 (ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室・多床室) 2 在宅サービス (訪問介護の経過措置への該当 該当・非該当)								
世帯構成		氏 名	生 年 月 日	性別	生計中心者に を付けてください。				
		世 帯 主							
世帯構成		世 帯 員							
(あて先) 奈良市長 上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の確認 (更新) を申請します。  年 月 日  住所 申請者 氏名  電話番号									

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

別記第 2 号様式中 「社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認（更新）決定通知書」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認（更新）決定通知書」に、「社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認（更新）申請」を「社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認（更新）申請」に改める。

別記第 3 号様式中

「  
社会福祉法人等利用者負担額減免確認証 を  
社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証  
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度) に、  
減免内容を「減額割合」に改める。  
附則

この告示は、平成 17年 11月 15日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、同年 10月 1日から適用する。

(平成 17年 11月 15日揭示済)

奈良市告示第 671号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 15日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
阿部診療所	奈良市学園南一丁目 2 - 20	平成 17年 10 月 9日

(平成 17年 11月 15日揭示済)

奈良市告示第 672号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 15日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
阿部クリニック	奈良市学園南一丁目 2 - 20	平成 17年 10 月 10日

(平成 17年 11月 15日揭示済)

奈良市告示第 673号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈

良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 11月 15日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 17年 11月 15日揭示済)

## 公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 13号

奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程及び奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 11月 1日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程及び奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程（奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程の一部改正）

第 1 条 奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程（昭和 63年奈良市水道局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「光磁気ディスク」を「磁気ディスク」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中 「光磁気ディスク」を「磁気ディスク」に改め、同条第 2 項中 「給水部給水課」を「技術部給水課」に改める。

第 4 条から第 6 条までの規定中 「光磁気ディスク」を「磁気ディスク」に改める。  
(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正)

第 2 条 奈良市水道局文書取扱規程（平成 2 年奈良市水道局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 36条中 「光磁気ディスク」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成 17年 11月 1日揭示済)

奈良市水道局告示第 44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40

年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 11月 1日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内あやめ池南一丁目～あやめ池南八丁目地内他 6 件(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした

者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 11月 7 日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 11月 10日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 11月 1日掲示済)

奈良市水道局告示第 45号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 11月 15日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内あやめ池南二丁目～あやめ池南六丁目地内(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日  
を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (2) 場所  
水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

- 4 入札の場所  
水道局 4 階 大会議室（北側）

- 5 入札の日時  
別表のとおり

- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

- 7 入札の無効  
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

- 8 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 11月 18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

- 9 入札参加資格の審査及び決定  
(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知  
平成 17年 11月 25日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町 264番地 1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 11月 15日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令第 7 号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 11月 4 日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防署の組織に関する規程（昭和 58年奈良市消防長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市中央消防署佐保分署の項中「青山九丁目」の次に「奈保町」を、「法蓮町」の次に「法蓮佐保山一丁目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目」を加える。

附 則

この訓令は、平成 17年 11月 7 日から施行する。

(平成 17年 11月 4 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 17号

平成 17年 11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17年 11月 10日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時  
平成 17年 11月 15日（火）午前 10時から
- 2 場所  
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

- (1) 平成 17年度 「なら教育の日」記念集会・「なら教育週間」について
- (2) 平成 17年度 12月補正予算要求・内示額について

2 議事

- 議案第 43号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市ならまちセンター)
- 議案第 44号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市西部会館市民ホール)
- 議案第 45号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市北部会館市民文化ホール)
- 議案第 46号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市黒髪山キャンプフィールド)
- 議案第 47号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市生涯学習センター及び公民館 23館)
- 議案第 48号 公の施設の指定管理者の指定について  
(西部公民館学園大和分館)
- 議案第 49号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部公民館精華分館)
- 議案第 50号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部公民館東九条分館)
- 議案第 51号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部公民館明治分館)
- 議案第 52号 公の施設の指定管理者の指定について  
(三笠公民館大安寺西分館)
- 議案第 53号 公の施設の指定管理者の指定について  
(田原公民館横田分館)
- 議案第 54号 公の施設の指定管理者の指定について  
(田原公民館水間分館)
- 議案第 55号 公の施設の指定管理者の指定について  
(田原公民館杉ノ川分館)
- 議案第 56号 公の施設の指定管理者の指定について  
(富雄公民館元町分館)
- 議案第 57号 公の施設の指定管理者の指定について  
(柳生公民館興ヶ原分館)
- 議案第 58号 公の施設の指定管理者の指定について  
(柳生公民館邑地分館)
- 議案第 59号 公の施設の指定管理者の指定について  
(柳生公民館丹生分館)
- 議案第 60号 公の施設の指定管理者の指定について  
(柳生公民館北野山分館)
- 議案第 61号 公の施設の指定管理者の指定について  
(若草公民館佐保分館)
- 議案第 62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(興東公民館東里分館)
- 議案第 63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(興東公民館狭川分館)
- 議案第 64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(興東公民館大平尾分館)

- 議案第 65号 公の施設の指定管理者の指定について  
(春日公民館西木辻分館)
- 議案第 66号 公の施設の指定管理者の指定について  
(春日公民館大安寺分館)
- 議案第 67号 公の施設の指定管理者の指定について  
(春日公民館済美南分館)
- 議案第 68号 公の施設の指定管理者の指定について  
(二名公民館二名分館)
- 議案第 69号 公の施設の指定管理者の指定について  
(二名公民館西登美ヶ丘分館)
- 議案第 70号 公の施設の指定管理者の指定について  
(京西公民館平松分館)
- 議案第 71号 公の施設の指定管理者の指定について  
(伏見公民館あやめ池分館)
- 議案第 72号 公の施設の指定管理者の指定について  
(平城公民館歌姫分館)
- 議案第 73号 公の施設の指定管理者の指定について  
(飛鳥公民館白毫寺分館)
- 議案第 74号 公の施設の指定管理者の指定について  
(都跡公民館佐紀分館)
- 議案第 75号 公の施設の指定管理者の指定について  
(都跡公民館尼辻分館)
- 議案第 76号 公の施設の指定管理者の指定について  
(上深川歴史民俗資料館)
- 議案第 77号 公の施設の指定管理者の指定について  
(野球場、体育館、陸上競技場、プール、庭球場、球技場、ゲートボール場、多目的コート及びクラブハウス)
- 議案第 78号 公の施設の指定管理者の指定について  
(武道場、弓道場及び相撲場)
- 議案第 79号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市ならやま屋内温水プール)
- 議案第 80号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市都祁体育館及び奈良市都祁球技場)
- 議案第 81号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市青年の家交楽館)
- 議案第 82号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市七条コミュニティスポーツ会館)
- 議案第 83号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館)
- 議案第 84号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館)
- 議案第 85号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市東市コミュニティスポーツ会館)
- 議案第 86号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市邑地コミュニティスポーツ広場)
- 議案第 87号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市高の原コミュニティスポーツ会館)

館)

議案第 88号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市狭川コミュニティスポーツ広場)

議案第 89号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市田原コミュニティスポーツ広場)

議案第 90号 公の施設の指定管理者の指定について  
(奈良市石打コミュニティスポーツプ  
ール)

### 3 その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
11月～12月

(2) エアガンに関する情報について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで  
で、定員5名になり次第締め切ります。

(平成 17年 11月 10日 揭示済)

## 農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 24号

奈良市農業委員会平成 17年 11月農地部会の会議を下記  
のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則  
(昭和 32年農業委員会告示第 4号) 第 3条第 1項の規定に  
より告示します。

平成 17年 11月 7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 中 島 信 男  
記

### 1 日時

平成 17年 11月 14日(月) 午後 1時 30分

### 2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室

### 3 審議案件

- (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号) 第 3条、第 4条、  
第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出につ  
いて
  - (2) 事業計画変更申請について
  - (3) 農地の競売に係る買受適格証明について
  - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認  
について
  - (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明  
について
  - (7) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理につ  
いて(小作契約変更分)
  - (8) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得の  
あっせんについて
  - (9) 知事許可について(10月許可分)
  - (10) 非農地証明について(10月分)
- (平成 17年 11月 7日 揭示済)